

議案第94号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表長期入院料の項中「選定療養」の次に「（以下「選定療養」という。）」を加え、同項の次に次のように加える。

長期収載品処方等加算料	選定療養である長期収載品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤1回につき 長期収載品の価格から当該長期収載品の後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を用いて療養費用算定方法又は療養費用算定基準の例により算定した額に1.1を乗じて得た額の範囲内において管理者が定める額
-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の改正に伴い、県立病院の長期収載品処方等加算料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものである。